

建物・農機具共済において「一定の要件を満たす農家」とは

- (1) 水稻又は麦を合計10アール以上耕作している方（転作・休耕等は水稻を耕作しているものとしてお考えください）
- (2) 牛・馬・豚につき養畜の業務を営んでいる方
- (3) 果樹・大豆・そばのいずれかを基準面積以上栽培している方
- (4) 合計設置面積が基準面積以上のガラス室又はプラスチックハウス・パイプハウスを利用し農作物や花卉などを栽培している方
- (5) 上記（1）～（4）に該当する集落営農の構成員となり自らも営農に従事する方

- (注意) ① ガラス室の面積は2倍換算でお考えください。また、パイプハウスの雨よけ利用も含まれます。
- ② 「集落営農の構成員となり…」とは、単にオペレーター作業のみの方は除きます。
 - ③ 耕地又は施設等の所有者のご親族で、ご自身も（1）～（5）の営農等に従事している方を含まれます。
 - ④ 農事法人組合など法人格を有する団体等で、法人として（1）～（4）に該当する場合には、その法人名義でお申し込みいただけます。
 - ⑤ 生産組織・自治会・農会など法人格のない団体名義でご加入することはできません。その場合は、その集団の中のどなたかの個人名でお申し込みいただけますが、その方が（1）～（5）に該当する農家でなければなりません。
 - ⑥ （3）（4）にかかる「基準面積」は次のとおりです。ただし、大豆、そば、果樹の梨とみかん（うんしゅうみかん）は類区分ごとになります。

【単位：アール】

市町等	大豆	そば	果樹	施設園芸	市町等	大豆	そば	果樹	施設園芸
神戸市				2	丹波市	5			2
明石市				2	篠山市	5		くり 5	2
三田市	10			2	中播	5			2
三木市	10			2	揖龍地区	5			2
尼崎市					赤相	5			2
西宮市	5			2	佐用町	5			2
伊丹市				2	宍粟市	5			2
宝塚市				2	豊岡市	5	5	梨 5	2
川西市					美方郡	10		梨 5	2
猪名川町	5	5		2	南但	5			2
小野加東	5			2	淡路広域	5			2
西脇多可	5			2	南あわじ市	5		みかん 10	2
加西市	5			2			びわ 10		
東播磨	10			2					

大豆の類区分（枝豆は除く）

類区分	品種、栽培方法等
1類	黒大豆以外の品種。例えば、白大豆、青大豆など
2類	丹波黒
3類	丹波黒以外の黒大豆の品種。例えば、早生黒など

梨の類区分

類区分	品種、栽培方法等
1類	早生の品種（授粉樹含む）。例えば、八雲、幸水など
2類	中生の品種（授粉樹含む）。例えば、二十世紀、豊水など
3類	晩生の品種（授粉樹含む）。例えば、新興、新高など

そばの類区分

類区分	品種、栽培方法等
1類	夏そば。例えば、牡丹そば、そなの夏そばなど
2類	秋そば。例えば、赤花そば、信濃一号など

みかんの類区分

類区分	品種、栽培方法等
1類	早生（極早生含む）うんしゅうの品種。例えば、宮川早生、興津早生など
2類	普通うんしゅうの品種。例えば、石地、青島温州など